第 180 回奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日　　時　令和 2 年 2 月 20 日(木) 午前 9 時～午前 11 時 20分

2. 場　　所　奥出雲町役場 横田庁舎3階 大会議室

3. 出席委員 (37名)

1 番	原田　勲	2 番	安部傭造	3 番	石原敬士	4 番	高橋惠子
5 番	勝田律江	6 番	内田吉彦	7 番	藤原　功	8 番	松原武雄
9 番	佐伯徳明	10番	若槻隆季	11番	濱田正敏	12番	山内博文
13番	宇田川光好	15番	藤原純夫	16番	森山富夫	17番	渡部光義
18番	藤原一利	19番	和久利勝	20番	八澤幹夫	21番	若槻　進
23番	和久利健	25番	藤原力夫	26番	石原隆幸	27番	立石　覚
28番	藤原　修	29番	金倉弘美	30番	小池　誠	31番	大坂　茂
32番	福本成美	34番	嵐谷和則	35番	松原康夫	36番	岩田孝史
37番	若槻　保	38番	高橋政伸	39番	田部一夫	40番	中林　孝
42番	吉田貞一	43番	内田勝幸				

4. 事務局又は説明者

農業委員会 事務局長 吉川 明広

5. 欠席委員(6名)

14番 勝部委員 22番 植田委員 24番 岩田委員 26番 石原委員 33番 安部委員 41番 澤井委員

6. 議事日程

日程第1号　議事録署名委員の指名

日程第2号　報　告　1 農地の合意解約に関する届け出について

議案第1号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

その他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	180回奥出雲町農業委員会総会を行います。 議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。欠席者は1名。出席者は18名中17名です。過半数に達しておりますので本日の総会は成立いたします。 次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条の定めにより議事録署名者の指名を行います。 本日の議事録署名委員は、17番　渡部委員、1番　原田委員にお願いをいたします。 それでは議事に入ります。上程いたします議題は日程のとおりであります。 第1号議案から第5号議案まで、順次行います。 報告第1号、農地の合意解約に関する届け出についてを上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	報告第1号、農地法第18条第6項および農地法施行規則第12条の2の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和2年2月20日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在　□□□□番外 1 筆、地目は登記簿/現況ともに田、面積 1,183 ㎡他で計 2,055 ㎡、賃貸人氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番、賃借人氏名　△△△△、住所　●●●●番、解約届出日・解約成立日はいずれも令和2年1月27日、土地引渡時期は、令和2年1月31日、解約の理由　賃借人の都合による。 番号2、農地の所在　□□□□番外1筆、地目は登記簿/現況ともに田、面積 1,147 ㎡他で計 2,081 ㎡、賃貸人氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番、賃借人氏名　△△△△、住所　●●●●番、解約届出日　令和2年1月16日、解約成立日・土地引渡時期はいずれも令和元年12月29日、解約の理由、賃借人の都合による。 番号3、農地の所在　□□□□番外2筆、地目は登記簿/現況ともに田、面積 1,582 ㎡他で計 3,830 ㎡、賃貸人氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番、賃借人氏名　△△△△、住所　●●●●番、解約届出日　令和2年1月16日、解約成立日・土地引渡時期はいずれも令和元年12月29日、解約の理由　賃借人の都合による。 番号4、農地の所在　□□□□番外3筆、地目は登記簿/現況ともに田、面積 1,952 ㎡他で計 7,481 ㎡、賃貸人氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番、賃借人氏名　△△△△、住所　●●●●番、解約届出日　令和2年1月20日、解約成立日・土地引渡時期はいずれも令和元年12月30日、解約の理由、賃借人の都合による。 番号5、農地の所在　□□□□番外3筆、地目は登記簿/現況ともに田、面積 441 ㎡他で計 2,918 ㎡、賃貸人氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番、賃借人氏名　△△△△、住所　●●●●番、解約届出日　令和2年2月3日、解約成立日　令和2年2月2日、土地引渡時期　令和2年2月20日、解約の理由　賃借人の都合による。 番号6、農地の所在　□□□□番、地目は登記簿/現況ともに田、面積 102 ㎡。賃貸人氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番、賃借人氏名　一般社団法人奥出雲町農業公社、所在地　奥出雲町三成358番地1、解約届出日・解約成立日・土地引渡時期はいずれも令和2年1月31日、解約の理由　農地を譲渡するため。 番号7、農地の所在　□□□□番、地目は登記簿/現況ともに田、面積 102 ㎡。賃貸人氏名　一般社団法人奥出雲町農業公社、所在地　奥出雲町三成358番地1、賃借人氏名　△△△△、所在地　●●●●番、解約届出日・解約成立日・土地引渡時期はいずれも令和2年1月31日、解約

事務局	の理由　所有者の都合による。 番号8、農地の所在　□□□□番、地目は登記簿/現況ともに田、面積 366 ㎡、賃貸人氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番、賃借人氏名　一般社団法人奥出雲町農業公社、所在地　奥出雲町三成358番地1、解約届出日・解約成立日・土地引渡時期はいずれも令和2年2月4日、解約の理由　賃貸人の都合による。 番号9、農地の所在、□□□□番、地目は登記簿/現況ともに田、面積 366 ㎡、賃貸人氏名　一般社団法人奥出雲町農業公社、所在地　奥出雲町三成358番地1、賃借人氏名　△△△△、所在地　●●●●番、解約届出日・解約成立日・土地引渡時期はいずれも令和2年2月4日、解約の理由　賃貸人の都合による。以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。報告事項ですので質疑は行いません。 次、議案第1号、農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	議案第1号、農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について、下記農地の非農地通知に対する承認について意見を求める。令和2年2月20日提出　奥出雲町農業委員会会長。 今回初めて上程いたします。非農地通知の案件です。資料5ページから42ページになります。調査年月日は、システムの都合上、令和元年10月30日に統一させていただいています。 これらは昨年の農地パトロール、荒廃農地調査において、B判定のうち、非農地判断をしたもので、今月10日までに所有者、または相続人に承諾書をいただいた荒廃農地です。なお、賃貸借の設定があるもの、現地の写真がなかったものは除いています。 合計で、所有者数141人、筆数 456、面積 265,956.1 ㎡で約 26.6ha でした。 いずれも、各担当委員さんから現地の写真をいただいております。 今回、承認をいただきますと所有者または相続人と、法務局、役場税務課へ非農地通知をいたします。 なお、承諾書が取れ次第、総会の方に随時、今後はかけさせていただきます。 以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。いま説明をいたしました通り、非農地通知に対する承認の案件でございまして、委員の皆様方、この案件については現地を確認していただいておりますが、担当地域を見ていただいておりまして、全員の方が見られたわけではございません。したがいまして、時間を置きますので、書面を見ていただきまして、後質疑をいただいて、承認をいただきたいと思っております。どうぞ審査をお願いします。 目通しいただけましたでしょうか。それでは農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてでございますけれども、5頁から42頁まで一括質疑に入りたいと思います。
※	（「105番のところの、□□□□の○○○○さん、住所は■■■■にあって、見た土地は▽▽▽▽にあったですけど、これは間違いではないですか」という指摘）
議長	事務局、どうですか。

事務局	これは、今の農地台帳は、住民票の住所から拾ってきているのですが、住民登録外のものについても拾ってきていまして、システムの住所がこれになっておりまして、ただ、住民登録外の方については、その後移動があった場合は住所がそのままでして、古い可能性があります。当時の、うちで登録してあった住所がこの住所、ということですね。
※	（「わかりました」の声）
議長	質疑ございませんか。
※	（「仮に登記をするとしたときに、当然この非農地通知を持っていきますが、登記所で受け付けてもらえるのだろうか」という質問）
事務局	登記簿の住所と違う場合は、住民票をつけてもらわないといけません。
※	（「本人の新しい住民票をつけ持って行けばいいということか」）
事務局	それで足りると思います。
議長	あくまでも農業委員会が非農地の通知を農業者の方に出すという案件でございますから、そのものを、今度は法務局で登記をするのは農家の方がされるわけですので、「非農地証明の依頼があったもの」ではなく、「農業委員会が非農地通知を出すもの」でございますので、そのように認識をいただきますようにお願いをいたします。
事務局	それと一点、補足でございます。先ほどの登記上の住所についてですが、特に注意していただきたいのは、3条の所有権移転の申請を出される際の、譲り受けられる方の住所については、必ず現住所を申請書に書いていただくように、委員の皆様はまたご指導の方よろしくお願いいたします。もしできますれば、登記簿の住所と現住所が違う場合は、現在の住民票の写しをいただくと、許可書の方も正しい現住所をつけさせてもらいますので、特に3条の、もしくは5条の所有権移転等につきましては、その辺のところをよろしくお願いいたします。以上です。
※	（「141番の○○○○さんの住所はどうして□□□□になっているのか」という質問）
事務局	■■■■の住所と思われます。
※	（「この方は▲▲▲▲」）
事務局	所有者につきましては、名義上の所有者の方、且つ、その時の住所で掲載をさせていただいてます。
議長	質疑ございませんか。ないようですので、質疑を打ち切ります。

議長	それでは、議案第1号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について、一括承認することに意義ございませんか。 （はいの声） 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって、議案第1号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを承認することに決しました。 次、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第2号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和2年2月20日提出　奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在　□□□□外2筆、地目は登記簿/現況ともに同一で田または畑、面積は292 ㎡他で計 753 ㎡、権利種別　3条無償移転です。譲渡人氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。譲受人氏名　△△△△、住所　●●●●番、経営面積はご覧の通りです。 空き家付き農地の所有権移転です。先月の総会で承認いただいた、別段面積の該当農地について所有権移転を行うものです。令和2年1月23日付けで、別段面積の告示をしています。この案件につきましては、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、該当農地について効率的に利用できるもの」と見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第2号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。25番藤原委員。
25番	番号1について25番藤原が補足説明させていただきます。先ほど事務局の方から説明がありましたように、先月空き家バンクの件でご審議いただいたものでございます。場所は□□□□の■■■■自治会、▽▽▽▽にこの土地がございます。△△△△さんとは直接お会いしたことはございませんが、こうして縁あって奥出雲町に転居いただくということは非常にありがたいことだと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号1について質疑に入ります。質疑ございませんか。 （はいの声） 可とすることに異議ございませんか。 （はいの声） 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第2号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第3号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和2年2月20日提出　奥出雲町農業委員会会長。

事務局	番号1、農地の所在 □□□□番外１筆、地目は登記簿/現況ともに田または畑、面積2,897㎡のうち32㎡と、478㎡のうち160㎡、申請人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、転用目的 進入路等、施設 進入路、転用理由は、家の増改築のため宅地への進入路を作るため。除地については令和元年9月9日に県の同意を得ています。 この案件は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第2項第2号に規定する「申請地に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ない場合の代替性なし」に該当するものと考えます。 以上ご審議よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第3号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。27番立石委員。
27番	番号1について27番立石が補足説明させていただきます。この農地は、□□□□地区■■■■自治会にございます。皆さんご存知かと思いますが、○○○○さんは畜産農家で大々的にやっておられます。今度▽▽▽▽ということで、家を改築したい、そのために今まで進入路がありませんでしたので、その進入路を確保するという内容でございます。中山間地の協定からも外れておりますので問題はないかと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号1について質疑に入ります。質疑ございませんか。 （はいの声） 可とすることに異議ございませんか。 （はいの声） 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第3号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第4号、農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和2年2月20日提出 奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、地目は登記簿/現況ともに畑、面積 109 ㎡。権利種別は所有権移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、転用目的 進入路等、施設等 進入路、 転用の理由 追認です。墓地への進入路として利用するため。顛末書を読みます。 除地は令和元年9月9日に県の同意を得ています。 番号2、農地の所在 □□□□番、地目は登記簿/現況ともに田、面積 310 ㎡。権利種別は賃貸借です。貸付人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、借受人氏名 △△△△、所在地 ●●●●番、転用目的 自治会公会堂、施設等 自治会公会堂、転用の理由追認です。公会堂の建築のため。顛末書を読みます。 除地は、昭和50年度に県の同意を得ています。 番号3、農地の所在、□□□□番、地目は登記簿/現況ともに田、面積 366 ㎡。権利種別は賃

事務局	貸借です。貸付人氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番、借受人氏名　△△△△、住所　●●●●番、転用目的　一般個人住宅、施設等　一般住宅、転用の理由　現在、借家に夫婦で居住していますが、今回、父親所有の申請地を借り受け、分家住宅を建築して転宅したい。 除地は昭和61年度に県の同意を得ています。 これらの案件につきましては、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ない。」に該当するものと考えます。 以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	議案第4号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。25番藤原委員。
25番	番号1について25番藤原が補足説明させていただきます。この案件は□□□□の自治会でございます。場所は□□□□の通りを上がっていただき●●●●方面へ150mばかり上がっていきますと、この申請地がございます。申請地の前に△△△△さんと○○○○さんのご自宅がお隣同士でございます。以前○○○○さんの土地の一部を、△△△△さんがお墓を建てるということで分筆されましたが、その際進入道路を無断で作ってしまったということで、この度申請が出されたようでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号1について質疑に入ります。質疑ございませんか。 （はいの声） 可とすることに異議ございませんか。 （はいの声） 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第4号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第4号番号2について担当委員の補足説明をお願いいたします。12番山内委員。
12番	番号2について12番山内が補足説明させていただきます。この場所でございますが、□□□□手前のカーブのところの山手のところにこの現地がございます。先ほどの顛末書にありますように、当初の所有者から○○○○さんに変わり、代表者も何遍か変わっている関係で、どうも今回わかったことは、公会堂が狭いから改築しないといけないのではないか、という案件が起きたようでございまして、いろいろ書類を取り寄せてみたところ、敷地が農地のままであったということで、今回発覚したということで、代表者の△△△△さんも大変申し訳なかったというようなことでございますので、何卒ご配慮いただきまして、ご許可になりますように、私の方からもお願い申し上げる次第でございます。以上です。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号2について質疑に入ります。質疑ございませんか。 （はいの声） 可とすることに異議ございませんか。 （はいの声） 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員

議長	よって議案第4号番号2について可とすることに決しました。 △△△△さんより発言の申し出があっておりますので、発言をいただきます。
△△	ただいまこの案件につきまして、ご承認いただきましたこと御礼申し上げます。先ほどのご説明にもございましたように、建ちましてから45年くらい経っておりまして、たまたま昨年の10月頃に建物が古くなったということで、実際にはそれ以前の□□□□の建物を壊したもので建てておりまして、60年、70年と経ったものでございまして、建てようか、あるいは増改築、ということで話が持ち上がりまして、ちょうど常会長をしていたこともありまして、ちょっと土地を調べておりまして、それまでこの農業委員会のお仕事をさせてもらう前にも、集落の中山間地等の仕事もさせてもらっておりまして、土地についてはすべて把握しているような心持でいたところでございまして、当然、中山間地の対象農用地からも外れておりました。今回、こういったことをするために、よくよく調べましたら、まだ田んぼの名義であるというふうなことが発覚いたしまして。いろいろと当事者の方とも相談させていただきまして、今回こういったような顛末書を出すということになってしまって、大変申し訳なく思っております。今後はこういったことがないような確認の仕方をしたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。
議長	次、議案第4号番号3について担当委員の補足説明をお願いいたします。42番吉田委員。
42番	番号3について42番吉田が補足説明させていただきます。○○○○さんは高齢になりまして、△△△△さんが近くにおられましたので、□□□□ということで、その住居を、○○○○さんのところも古いということで、自分のところを小さいけれど建てたいということで、この申請が出ております。そこに書いてありますように、○○○○さんの所有である申請地を借り受けて建てたいということです。現在住んでおられる○○○○さんの方は、住宅と、それから隣に小屋があって、それからハウスとありますけど、ちょっと全体が小さいということで、そこを壊しても建てられないだろうということでして、田んぼの方を、少し借り受けてということのようです。今後、△△△△さんも■■■■の方へ住むということで考えておられますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号3について質疑に入ります。質疑ございませんか。 （はいの声） 可とすることに異議ございませんか。 （はいの声） 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第4号番号3について可とすることに決しました。 次、議案第5号、農用地利用集積計画の承認についてを上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和2年2月20日提出　奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在　□□□□番外1筆、地目　登記簿/現況ともに田、面積 1,183 ㎡他で合計 2,055 ㎡、内容は新規です。利用権を設定する者　○○○○　▲▲▲▲番　経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者　△△△△　●●●●番　経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年、10a当たりの賃借料は玄米30kgです。 番号2、農地の所在　□□□□番、地目　登記簿/現況ともに田、面積 1,548 ㎡、内容は新規で

事務局	す。利用権を設定する者　○○○○　▲▲▲▲番　経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者　△△△△　●●●●番　経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は3年、10a当たりの賃借料は玄米46kgです。 番号3、農地の所在　□□□□番、地目　登記簿/現況ともに田、面積 1.302 ㎡他、内容は再設定です。利用権を設定する者　○○○○　▲▲▲▲番　経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者　△△△△　●●●●番　経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年、10a当たりの賃借料は玄米30kgです。 番号4、農地の所在　□□□□番外4筆、地目　登記簿/現況ともに田、面積 936 ㎡他で合計 7,222 ㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者　○○○○　▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者　△△△△　●●●●番　経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年、10a当たりの賃借料は玄米30kgです。 番号5、農地の所在　□□□□番、地目　登記簿/現況ともに田、面積 973 ㎡、内容は新規です。利用権を設定する者　○○○○　▲▲▲▲番　経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者　△△△△　●●●●番　経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年、10a当たりの賃借料は玄米30kgです。 番号6、農地の所在　□□□□番外1筆、地目　登記簿/現況ともに田、面積 2,379 ㎡他で合計 3,979 ㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者　○○○○　▲▲▲▲番　経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者　△△△△　●●●●番　経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は3年、10a当たりの賃借料は玄米30kgです。 番号7、農地の所在　□□□□番外3筆、地目　登記簿/現況ともに田、面積 956 ㎡他で合計 5,343 ㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者　○○○○　▲▲▲▲番　経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者　△△△△　●●●●番　経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年、賃借料は総額 25,000 円、10a当たりの賃借料は 7,225 円になります。 番号8、農地の所在　□□□□番外1筆、地目　登記簿/現況ともに田、面積 1,984 ㎡他で合計 3,755 ㎡、内容は新規です。利用権を設定する者　○○○○　▲▲▲▲番　経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者　△△△△　●●●●番　経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年、10a当たりの賃借料は玄米30kgです。 番号9、農地の所在　□□□□番外4筆、地目　登記簿/現況ともに田、面積 2,259 ㎡他で合計 10,560 ㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者　○○○○　▲▲▲▲番　経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者　△△△△　●●●●番　経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は4年11ヶ月、10a当たりの賃借料は玄米30kgです。 番号10、農地の所在　□□□□番、地目　登記簿/現況ともに田、面積 5,914 ㎡、内容は新規です。利用権を設定する者　○○○○　▲▲▲▲番　経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者　△△△△　●●●●番　経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は7年　10a当たりの賃借料は 12,000 円です。 番号11、農地の所在　□□□□番外4筆、地目　登記簿/現況ともに田、面積 1,626 ㎡他で合計 9,400 ㎡　内容は新規です。利用権を設定する者　○○○○　▲▲▲▲番　経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者　△△△△　●●●●番　経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年、賃借料は総額玄米300kgです。 番号12、農地の所在　□□□□番外1筆、地目　登記簿/現況ともに田、面積 2,558 ㎡他で合計 4,382 ㎡　内容は新規です。利用権を設定する者　○○○○　▲▲▲▲番　経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者　△△△△　●●●●番　経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年1ヶ月、使用貸借です。

事務局	番号13、農地の所在 □□□□番外2筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積 855 ㎡他で合計2,521 ㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年、賃借料は総額玄米60㎏です。 番号14、農地の所在 □□□□番外9筆 地目 登記簿/現況ともに田、面積 449 ㎡他で合計12,362 ㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 公益社団法人しまね農業振興公社 松江市黒田町432番地1、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は10年2ヶ月、10aあたりの賃借料は12,109 円です。 番号15、農地の所在 □□□□番外9筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積 449 ㎡他で合計12,362 ㎡ 内容は転貸です。利用権を設定する者 公益社団法人しまね農業振興公社 松江市黒田町432番地1、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は10年2ヶ月、10aあたりの賃借料は12,109 円です。 番号16、農地の所在 □□□□番外3筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積 2,057 ㎡他で合計9,130 ㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年、10a当たりの賃借料は玄米45㎏です。 番号17、農地の所在 □□□□番外3筆 地目 登記簿/現況ともに田、面積 1,743 ㎡他で合計7,692 ㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年、10a当たりの賃借料は玄米45㎏です。 番号18、農地の所在 □□□□番、地目 登記簿/現況ともに田、面積 647 ㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年、10a 当たりの賃借料は玄米45㎏です。 番号19、農地の所在 □□□□番外1筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積 3,742 ㎡他で合計4,911 ㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年、10a当たりの賃借料は玄米31㎏です。 番号20、農地の所在 □□□□番外2筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積 1,138 ㎡他で合計3,978 ㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年、10a当たりの賃借料は玄米60㎏です。 番号21、農地の所在 □□□□番外1筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積 2,322 ㎡他で合計4,120 ㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は3年、10a当たりの賃借料は玄米30㎏です。 番号22、農地の所在 □□□□番、地目 登記簿/現況ともに田、面積 3,823 ㎡、内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、 期間は5年、10a当たりの賃借料は玄米30㎏です。 番号23、農地の所在 □□□□番外2筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積 1,029 ㎡他で合

事務局	計2,427㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年、10a当たりの賃借料は玄米30kgです。 番号24、農地の所在 □□□□番外3筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積 441 ㎡他で合計2,918 ㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年、10a当たりの賃借料は玄米30kgです。 番号25、農地の所在 □□□□番外1筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積 480 ㎡他で合計1,474 ㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は3年、10a当たりの賃借料は 10,000 円です。 番号26、農地の所在 □□□□番、地目 登記簿/現況ともに田、面積 3,883 ㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年、10a当たりの賃借料は玄米30kgです。 番号27、農地の所在 □□□□番、地目 登記簿/現況ともに田、面積 3,183 ㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年、10a当たりの賃借料は 15,000 円です。 番号28、農地の所在 □□□□番外3筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積 635 ㎡他で合計8,629 ㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年、10a当たりの賃借料は 10,000 円です。 番号29、農地の所在 □□□□番外11筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積 1,073 ㎡他で合計 14,865 ㎡、内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年、10a当たりの賃借料は玄米30kgです。 番号30、農地の所在 □□□□番、地目 登記簿/現況ともに田、面積 1,602 ㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年、10a当たりの賃借料は 7,500 円です。 番号31、農地の所在 □□□□番外4筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積 1,899 ㎡他で合計6,104㎡、内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年、賃借料は総額玄米300kgです。 番号32、農地の所在 □□□□番外3筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積 2,466 ㎡他で合計8,883㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は3年、賃借料は総額玄米300kgです。 番号33、農地の所在 □□□□番外4筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積 3,754 ㎡他で合計9,958㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は3年、10a当たりの賃借料は玄米40kgです。

事務局	以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の条件である「全ての農用地を効率的に耕作する、農作業に常時従事する事、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。」の要件を満たしているものと考えます。 以上、ご審議の程宜しくお願い致します。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第5号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。19番和久利委員。
19番	番号1について19番和久利が補足説明させていただきます。圃場の場所でございますけれど、□□□□でございまして、そこに圃場がひとつと、それから他もう一つ、■■■■がありますけれど、その横にひとくぼと。内田さんの田んぼと並んでおりますので、非常に作りやすい田でございます。内田さんもああしてあちこちでやっておられますので、問題ないかと思っております。ご審議よろしくお願いします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 （はいの声） 承認することに異議ございませんか。 （はいの声） 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号1について承認することに決しました。 次、議案第5号番号2から番号8について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。21番若槻委員。
21番	番号2から番号8について21番若槻が補足説明させていただきます。 番号2の方ですけど、□□□□自治会の■■■■公会堂が左手にございます。▽▽▽▽を挟んで反対側に田んぼの方がございます。ちょっと小さい、3間くらいの田んぼが入ってますけど、●●●●を入って左手のいちばんの田んぼです。△△△△さんは先ほどもありましたように、経営拡大の方を計ってらっしゃいまして、今回〇〇〇〇さんが一人暮らしになられたということで作られるという案件です。新規でございます。 番号3番号4の方は再設定でございまして、同じく△△△△さんが作られるという案件でございまして、場所の方は、□□□□行きますと、左手に一軒家がございます。そこが番号4の〇〇〇〇宅でございまして、〇〇〇〇さん宅はもうすでに空き家になりまして、▲▲▲▲の家の左手に■■■■がございますけれど、■■■■の下の田んぼが◇◇◇◇さんの田んぼでして、再設定でして、番号4の方が、その◇◇◇◇さんの下の田んぼ2枚が〇〇〇〇さんの田んぼでして、▼▼▼▼を挟んで反対側に3枚ほどございます。いずれも再設定でございまして、△△△△さんが作ってらっしゃいます。自分で陰切、竹等切られて、伐採をされて、排水を掘ったりしてですね、適切に管理もしておられます。 番号5ですけどこれ新規ですけど、□□□□自治会になりますけれど、田んぼの方は、先月承認いただきました■■■■がありますけれど、その左手の方に▽▽▽▽というのがむかしありましたけれど、ちょうどその真裏の方になります。谷がございまして、その中の一角がですね、先月、●●●●さんですね、同じく△△△△さんが作られることで承認いただきましたけれど、その田んぼの隣になります。先ほどもございましたように、ご高齢になりまして、お一人暮らしということもありまして、△△△△さんが作られるという案件でして、これは新規でございます。

21番	番号6の方ですけど、□□□□自治会になりますけれど、入って左手の方に○○○○宅と△△△△宅がございますけど、隣同士でございまして、田んぼの方も隣接してまして、再設定でございます。いずれも適切に管理されております。 番号7の方ですけど、これも再設定でございまして、場所の方は□□□□自治会、ちょうど真ん中あたりに、■■■■沿いに作業場がございますけれど、その上の方ですね、約200mくらい上がったところの右手にございまして、適切にこれも△△△△さんが管理しておられます。 番号8の方ですけど、これも新規でございますけど、□□□□自治会になりますけど、■■■■沿いに○○○○宅と△△△△さんの家がございますけど、ちょうど隣同士でございまして、田んぼの方も隣同士ということで、水の管理等が便利だということでございまして、今回に至りました。○○○○さんはご高齢でございまして、隣の△△△△さんが耕作されることをお願いされて作られることになりました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号2、番号3、番号4については、△△△△さんが作られるという案件でございますので、一括質疑に入りたいと思います。 質疑ございませんか。 （はいの声） 番号2、番号3、番号4について承認することに異議ございませんか。 （はいの声） 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号2、番号3、番号4について承認することに決しました。 次、議案第5号番号5について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 （はいの声） 番号5について承認することに異議ございませんか。 （はいの声） 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号5について承認することに決しました。 次、議案第5号番号6について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 （はいの声） 番号6について承認することに異議ございませんか。 （はいの声） 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号6について承認することに決しました。 次、議案第5号番号7について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 （はいの声） 番号7について承認することに異議ございませんか。 （はいの声） 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号7について承認することに決しました。 次、議案第5号番号8について質疑に入ります。 質疑ございませんか。

議長	（はいの声） 番号8について承認することに異議ございませんか。 （はいの声） 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号8について承認することに決しました。 次、議案第5号番号9について担当委員の補足説明をお願いいたします。6番内田委員。
6番	番号9について6番内田が補足説明させていただきます。場所は□□□□地区の■■■■自治会にございます。●●●●を▽▽▽▽方面に500mくらい上がりますと、▽▽▽▽自治会の集会所がございます。それを右に300mくらい上がっていただきましたところが、今回の圃場でございます。現在、非常にきれいに管理されております。○○○○さん、ご高齢でございまして、一人暮らしをなさっております。△△△△さんとは親戚関係でございまして、○○さんが亡くなられて以来△△△△さんがやっておられるということで今に至っております。再設定でもありますし、きちんと管理されております。何の問題もございませんので、ご審議よろしくお願いします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号9について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 （はいの声） 承認することに異議ございませんか。 （はいの声） 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号9について承認することに決しました。 次、議案第5号番号10について担当委員の補足説明をお願いいたします。21番若槻委員。
21番	□□□□、21番若槻が補足説明させていただきます。 番号10は、○○○○さんは、■■■■自治会の方でございます。圃場は、△△△△の作業場の下に位置しております。一筆の、約6反近い㎡数を持った大きな圃場でございます。12月の総会において合意解約なされました圃場でございます。
議長	番号11、番号12も一括補足説明をお願いします。
21番	それでは続けさせていただきます。番号11は、○○○○さんは□□□□自治会の方でございます。また、△△△△さんは■■■■自治会の方です。生まれは□□□□自治会でございます▲▲▲▲。□□□□の実家の苗の方に機械を入れ、秋作業等を行っておられます。○○○○さんの圃場とは100～500mの距離にあり、2～3年前から内々で手伝って等してやっておられましたが、すべてきれいに管理されて作っておられます。 番号12、○○○○さんと△△△△さんとも、□□□□自治会の方でございます。○○○○さんの圃場　は、前回は△△さんで申請されましたけれど、経営移譲ということで、今度から△△△△さんが申請されましたものでございます。この圃場は、△△△△さん宅より下に下りまして500m離れた場所にございます。以上3件、ご審議よろしくお願いします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号10について質疑に入ります。新規です。 質疑ございませんか。

議長	（はいの声） 一括承認することに異議ございませんか。 （はいの声） 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号10について承認することに決しました。 次、議案第5号番号11について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 （はいの声） 一括承認することに異議ございませんか。 （はいの声） 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号 11 について承認することに決しました。 次、議案第5号番号12について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 （はいの声） 一括承認することに異議ございませんか。 （はいの声） 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号 12について承認することに決しました。 次、議案第5号番号13について担当委員の補足説明をお願いいたします。1番原田委員。
1番	番号13について1番原田が補足説明させていただきます。場所ですが、□□□□から、■■■■に5、6件ほど農家がございます。その中の○○○○さん△△△△さん2軒が隣同士でございまして、○○○○さん、▼▼▼▼に在宅ですが、○○さんがひとりで留守を守っておられます。その隣が△△△△さん、●●●●をしておられましたけど今は熱心に農業を行っておられます。○○○○さんもよろこんでおられます。再設定でもありますし、問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号13について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 （はいの声） 承認することに異議ございませんか。 （はいの声） 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号13について承認することに決しました。 次、議案第5号番号14から番号19について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。 28番藤原委員。
28番	番号14から番号19について28番藤原が補足説明させていただきます。 まず番号14、番号15の方です。○○○○さんは■■■■自治会の方で、農地の方は、△△△△の作業所から西の方に向かった、□□□□を挟んで対岸の方で、その周辺の土地でございます。いままでも△△△△の方で作っておられましたが、今回、公益財団法人しまね農業振興公社

28番	を介しまして、転貸ということになりました。 続きまして番号16、番号17、番号18、番号19の方ですが、■■■■いずれも□□□□自治会の方で、○○○○さんの方は、いま現在空き家になっておりますが、いずれも農地の方、△△△△の作業所から500m以内と近くの方にございます。いずれも再設定でございますので、問題はないと思います。ご審議よろしくお願いします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号14から番号19までございますけれども、公益財団法人しまね農業振興公社が受けまして、△△△△の方へ転貸するという案件でございますので、一括質疑に入りたいと思います。 質疑ございませんか。 (はいの声) 一括承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号14から番号19について承認することに決しました。 次、議案第5号番号20から番号24について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。 31番大坂委員。
31番	番号20から番号24について31番大坂が補足説明させていただきます。 番号20について、□□□□方面へ100m行ったところが△△△△さんの自宅がございます。それから600m行ったところに○○○○さんの自宅があって、その裏側に、道路より200m入ったところにこの○○○○さんの圃場がございます。再設定であり、水路草刈り等整備がなされておりますので、心配ないと思います。機械の方もしっかり揃えて△△△△さん頑張っておられますので問題ないと考えます。 番号21、22について、○○○○さん△△△△さんともに□□□□自治会の方で、家の方も隣ということでございます。場所でございますが、□□□□の集会所から■■■■方面へ600mくらい行ったところに○○○○さんの圃場がございます。その下に◇◇◇◇さんの田んぼが続いております。○○○○さんは、昨年までは農作業しておられましたが、近所である△△△△さんにお願いするということで、△△△△さんも快く引き受けられたところでございます。その下にあります◇◇◇◇さんの田んぼも、昨年までは◇◇◇◇さん頑張って、先ほど合意解約がございました▽▽▽▽さんのところも作っておられましたが、○○○○さんの続きの田ということもございまして、△△△△さんが作るということとなりました。△△△△さんは現在●●●●の方へお勤めでございますが、農業の方大変熱心にしておられまして、水路草刈り、▼▼▼▼ともども頑張っておられますので、心配ないと考えます。 番号23について、集会所から500m□□□□の方へ行ったところに○○○○さんと△△△△さんの家が続いておりまして、その家の前の圃場が今回△△△△さんが作られる圃場です。 番号24について、○○○○さんは、集会所より■■■■自治会の方へ10mくらい行ったところに▽▽▽▽の発電所がございますが、その近くの、左右分かれたところの圃場でございます。△△△△さんは今現在●●●●の方でお勤めでございますが、ほかにも集積していただいておりまして、熱心に農業に取り組んでおられますので、問題ないと考えますので、ご審議よろしくお願いします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号20について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

議長	挙手全員 よって議案第5号番号20について承認することに決しました。 次、議案第5号番号21について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号21について承認することに決しました。 次、議案第5号番号22について質疑に入ります。新規です。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号22について承認することに決しました。 次、議案第5号番号23について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号23について承認することに決しました。 次、議案第5号番号24について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号24について承認することに決しました。 次、議案第5号番号25から番号26について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。 36番岩田委員。
36番	番号25から番号26について36番岩田が補足説明させていただきます。 番号25ですけれども、ここから500m□□□□を進んでいただいて、■■■■があります。その裏手側に今回の圃場があります。△△△△さんも熱心に農業をしておられ、○○○○さんとの再設定になります。 番号26についてですが、ここから□□□□を進んでいただいて、■■■■地区▲▲▲▲自治会の方になります。△△△△さん熱心にされており、○○○○さんとの再設定になります。 ご審議よろしくお願いします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号25について質疑に入ります。再設定で

議長	す。 質疑ございませんか。 （はいの声） 承認することに異議ございませんか。 （はいの声） 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号25について承認することに決しました。 次、議案第5号番号26について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 （はいの声） 承認することに異議ございませんか。 （はいの声） 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号26について承認することに決しました。 次、議案第5号番号27について担当委員の補足説明をお願いいたします。39番田部委員。
39番	番号27について39番田部が補足説明させていただきます。■■■■地区でございます。□□□□の方へ400m上がったところに右手に入る道がございます。▽▽▽▽100m入りますと、この圃場がございます。○○○○さんが5年前に△△△△へ集積をされて、今回再設定で上がっているものでございます。ご審議よろしくお願いします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号27について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 （はいの声） 承認することに異議ございませんか。 （はいの声） 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号27について承認することに決しました。 次、議案第5号番号28について担当委員の補足説明をお願いいたします。35番松原委員。
28番	番号28について35番松原が補足説明させていただきます。□□□□番、□□□□番、□□□□番の圃場につきまして、○○○○さんの小屋が建っております。そこから山手の方には▲▲▲▲が通っており、その一角になります。□□□□番につきましては、■■■■の下の方になりますが、ひとくぼあるということでございます。これは新規ということでございまして、作られる方、△△△△さんは▽▽▽▽自治会でございます。○○○○さんとの話し合いの中で面積等もまとまっているということでございまして、△△△△さんの方も経営規模の拡大ということでございまして、何ら問題はないと思いますので、ご審議よろしくお願いします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号28について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 （はいの声） 承認することに異議ございませんか。 （はいの声）

議長	承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号28について承認することに決しました。 次、議案第5号番号29から番号32について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。 42番吉田委員。
42番	番号29から番号32について42番吉田が補足説明させていただきます。 番号29ですが、□□□□の■■■■地区、▽▽▽▽から100mちょっと行ったところの左手にある農地でございます。●●●●さんの農地ということで、たくさん出ておりますけど、亡くなられてこの○○○○さんが継いでいるということになっております。△△△△さんとは同級生ということで、ちょっと遠いですけど通ってやってやるということで、届出が出ております。△△△△さんの方も大変熱心にやられる方ということです。 番号30は、再設定ですが、△△△△さんと○○○○さんとは隣同士です。○○○○さん現在はさん一人家におられます。これまでも△△△△さんが、大変熱心に草刈り等もきれいにやっておられます。問題ないと思います。 番号31は、○○○○さん高齢でありまして、前から△△△△さんにお願いしてやっていただいていて、今回新規になっておりますけど、だいたい慣れた田んぼということで問題ないかと思います。 番号32は、おなじく△△△△さんが受けられる案件ですが、これも農地の機械組合の関係でずっと一緒にやっておられて、今回新規ということでお願いをするということでございます。 ご審議よろしくお願いします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号29について質疑に入ります。新規です。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号29について承認することに決しました。 次、議案第5号番号30について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号30について承認することに決しました。 次、議案第5号番号31について質疑に入ります。新規です。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号31について承認することに決しました。 次、議案第5号番号32について質疑に入ります。新規です。 質疑ございませんか。

議長	（はいの声） 承認することに異議ございませんか。 （はいの声） 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号32について承認することに決しました。 次、議案第5号番号33について私が担当しておりますので、ご説明を申し上げます。 番号33につきましては、□□□□から■■■■の方へ約1㎞だけ上がりまして、左側に位置したものでございます。▽▽▽▽を挟んだ両方にございまして、長い間△△△△さんが作っておられますけれども、今回再設定で申請があったものでございます。△△△△さんは●●●●でございますが、近いところでございまして、今までやっておられますので、ご審議よろしくお願いします。 議案第5号番号33について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 （はいの声） 承認することに異議ございませんか。 （はいの声） 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号33について承認することに決しました。 以上、上程いたしました議題はすべて終了いたしました。その他について事務局お願いいたします。
事務局	事務局の方から何点か報告させていただきます。 ○活動記録簿について 1月分より月報にまた変わりまして、切り取っていただいて提出いただくようになっております。書き方の方ですが、先月記入例の方もお配りはしておりますが、該当の欄に時間数を記入していただきますようによろしくお願いをいたします。また、農地利用の移行把握の状況、話し合いへの参加状況、これに該当する活動がございましたら、裏の方にも記入をよろしくお願いいたします。 この活動記録につきましては、今年度冒頭お話をさせていただきましたように、上乗せ報酬・活動報酬の方を国の補助金を使って支給する予定にしております。それの元となる記録簿でございますので、よろしくお願いいたします。これにつきましては、4月から12月の活動内容の日数によって単価が定められておりまして、5千円から7千円の間で単価が決められるような補助金になっておりまして、奥出雲町今年度につきましては、5千円の単価ということになりました。活動につきましては2月末までの活動が対象となっております。県への報告もございますので、お手数ではございますが、2月中のものにつきましては、3月2日（月）のところで提出をいただきますようよろしくお願いいたします。活動記録簿のフットワークがございます。担い手への農地の集積・集約、新規就農、新規参入の促進、このフットワークの部分の活動が、上乗せ報酬の対象になります。2月につきまして、このフットワークの活動をされた委員さんにつきましては、3月2日（月）のところで事務局の方へ提出をいただきますようによろしくお願いいたします。 これ以外の活動のみの方につきましては、通常通り、来月の総会の時にご提出いただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 ○農業者年金加入促進 お手元に農業者年金加入促進事例集 Vol.12をお配りさせていただきました。全国の農業委員会の加入推進の取り組み事例が載っておりますので、ご参考いただければと思います。表紙裏に

事務局	農業者年金制度ポイントと魅力とありますが、まず一番目、農業者年金に加入できる方、加入資格の確認です。60歳未満の方で、年間60日以上農業従事があること、国民年金の第一号被保険者であること。この3点を満たせば該当となりますので、近所の方お知り合いの方でいらっしゃれば、事務局の方へご一報いただければと思います。 お話をさせていただいて、本人さんに判断はいただきますが、年金をもらわれるお歳になって、これなら自分も該当だった、知らなかった、ということがないようにしたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。 ○感染症対策へのご協力をお願いします チラシをつけております。いまニュースで連日話題になっております新型コロナウイルス、これの感染症対策の基本ということで、手洗いの仕方、マスクの着用を含む咳エチケット、ということで載せております。皆様のご家庭ご職場会合等で見ていただいて、感染予防のご協力よろしくお願いいたします。 ○農業委員・農地利用最適化推進委員の募集 次期農業委員・農地利用最適化推進委員、1月に募集をさせていただきました。農業委員につきましては、来週のところで評価委員会をもって町長の方へ報告する予定にしております。農地利用最適化推進委員につきましては、1月末をもって定員に満たない地区がございましたので、現在募集をかけております。が、いまちょうど定員を満たしておりますので、農地利用最適化推進委員の評価委員会につきましては、来月のところで予定をしております。これにつきましては、農業委員会が委嘱することになっておりますので、農業委員会の中から地区の代表者の方で評価委員の方を設置したいと考えておりますので、該当の方には通知の方させていただきますのでよろしくお願いいたします。 以上です。
9番	ちょっとお聞きしますけれども、町のホームページを見ますと人・農地プランの実質化という事で工程表が載っておりまして、各集落ごとに農業委員の割り振りが載っておりました。この人・農地プランの活動についてはどういう風に進められるのか、お考えをお聞きしたいですが。
議長	はい。事務局、何かございましたら。
事務局	はい。人・農地プランの実質化につきましては農業振興課のほうが担当しておりまして、これについて農業委員会が協力するという事になっておりまして、本日は農業振興課の職員がおりませんが、現在アンケートを回収しているところです。2月末が回収の締め切りとなっております。3月のところに集計をかけて、その後実質化に向けて話をする予定にしているようです。その後の話合いにつきまして農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんに会議等の参加していただいてご協力いただくことになっております。詳細につきましてはまた来月の総会に担当課を呼びまして説明のほうをさせていただきたいと思っております。以上です。
9番	この人・農地プランというのは平成24年から始まっておりまして、もうすでに6年くらい経過しておりますけれども、はっきり言って何の効果もないわけですよ。プランそのものが。5年くらい前にこれを公表してほしい、教えてほしい、とこの農業委員会の席上でお願いしましたけれども一切無視されました。 農地を出したい人、借りたい人、作りたい人をしっかり農業委員が把握して、それについて活動するというのが本来の姿でありますけれども、それが公表されなかった。聞くところに、町や県の資料等を見ますと奥出雲町の人・農地プランは集落プランじゃないわけですよ。旧村単位の9地区プランなわけですよ。ですから集落の意向というのは少なくともこの農業委員の皆さんの中ではお分かりになってる方は少ないではないかと思っております。今日まで農業委員会を通す農地の流動

9番	化というのは非常に集落の中でいろいろな絆の中でお互いに助け合いをするような集積がほとんどでございます。政策的な集積は少ないと思います。それが逆に言えばこの地域の集落をなんとかここまで維持してきました。ご承知のように奥出雲町の限界集落率が約20％を越えようとしております。要するに5つのうち一つ、平均年齢がもうすでに40、50、65才を越える人が40％、50％になっているというような状況もございます。その中でこれから人・農地プランの中で集落のアンケートが出ているようでございますが、それを集約してどうするのかというのが見えないわけですね。来月農業委員会で担当の者が説明するという事のようですが、我々の役目というのは実は私も初めて分かりましたけれども、法律で農業委員と推進委員がこのプランの実質化活動に参加するように定められているという。農地の中間管理事業の推進に関する法律第26条の第3項というものに、農業委員会は農地の保有及び利用の状況、農地所有者の農業上の利用の意向、その他の農地の効率的な利用に資する情報の提供、委員及び推進委員の第1項の協議への出席その他、当該協議の円滑な実施のために必要な協力を行うものとする。というように法律にあるわけです。この中には当然国の意図が入っているわけです。 機構だよりをちょっと見ましたら、安来市の農業委員会が、動き出したと。これはすでに市側と農業委員会側でいろんな話し合いをして実質化への取り組みを開始したという風に思っております。非常に大切なことでございまして、人口減少の流れは止められないわけでございます。これから我々が集落に出て何を話すのかという事をしっかりとしておきませんと、ただ役場の会について出て座っていればいいというようなものではないじゃないかと思います。これについては、農業委員会、または振興部会のほうでこの我々の農業委員、推進委員として取り組む考え方というものを統一されるのか、あるいは個々の委員におまかせするのか。それによって今後の成果は全く違ってくるのではないかと思います。統一されるのであれば基本的には町の施策、農業振興の姿勢というものをしっかりと把握して、想定されるアンケートの結果に対して政策的なちゃんとした進め方をよく話し合ってそれを各委員が承知をして集落へ出掛けていく。という事が非常に大切になってくるじゃないかと思って心配になりました。 我々の任期は6月で終わるわけです。新しい委員さんで始めざるを得ないという形になっていくわけですが、そこら辺のことを農業委員会なり振興部会などで合意をして、ぜひいい取り組みができるようにしていただきたい。たぶん今回の人・農地プランの実質化の成果によってかなりものの流れが、奥出雲町の農業振興の流れというものが変わってくると思います。そういう点を留意していただいて来月の農業委員会での説明に期待したいと思います。
議長	はい。ありがとうございました。他に意見ありませんか。この人・農地プランについては今までは副町長が、その会長を務めてその中に農業委員会会長も参加をしておりましたが、いろんな諸団体から集まって人・農地プランの会合はなされていたわけです。 その中で奥出雲町は人・農地プランというのはできたばかりでございまして、できたものを国に報告していたという事がございました。今までは農業委員会で集積した数字を奥出雲町の人・農地プランはこういう具合になってますよ。三沢なら三沢の田んぼは誰がこういう具合に作るようになりましたよ。一年あと、こうなりましたよ。というのを国へ報告しておりましたが、今年から制度が新しくなりまして、もう少し踏み込んで各地域の中山間直接支払いの協定を基準としたアンケートのとりまとめをやっておりますけれども、そういうところまで下げております。今までは奥出雲町全体でやっておりましたが、その計画は、馬木なら馬木、横田は横田という具合で出しておりました。今からはもう少し小さくして中村なら中村という具合にして計画を立てなさいという国から話がありまして、そのためのアンケートをとっておられます。それについては農業委員会に相談ということはございませんけれどもそういう方向で農業振興課はやっているところです。 私の考えでは、それはなかなか難しいからせめて9地区ある地域の中ぐらいは、鳥上なら鳥上の中で農地が出た場合は人と農地をどういう風にプランニングしていくかという事を考えるような状態がいいではないかという話をしましたが、国の方針としては集落単位ぐらいで煮詰めてやってまとめたものを計画として出しなさいという事のようです。ところが小さくすれば、小さい集落で誰も作れないとなったときにどうするの？となるのでもうちょっと範囲を広げてやった方がいいと思ますが。国はもう少し小さいコミュニティの中で農地をどうするのかをまとめてそれを町全体でプランの構想として国に報告するように。とのことのようです。そうなると先ほど局長が言うように、農業委員の方にも参加いただいて意見を聞いたりあろうかと思います。今までは農業委員が意見を述べる機会がありませんでした。今度は新しい委員の皆様が検討されて農業委員の方だけではなくて、地域全体あ

議長	るいは中山間地域の協定等が中心になって、その地域の実情を話し合ってまとめていくというような方向のようです。国の補助金等の申請のときにプランの実質化がちゃんとできていないと認めませんよ。というくらい人・農地プランを重要視するように今年からなったという事です。今までは結果報告、今度は計画を報告してくださいという事で農業振興課がアンケートをとっておられます。農業委員会でも、農振委員会でも話し合いをしまして、とりまとめの方法の段取りをしているところでございます。
9番	大きな単位でというのはわかりますが、基本的には私は集落だと思います。自分の集落を自分たちでどうするかという事をやった上でやりませんと。確かにおっしゃったように現実はあるわけですが、どうにもならない、じゃなくてどうしたらいいかわからないなんですよ。本当は。それを包み込むにはちゃんとそれを包み込むだけの奥出雲町の農政というのがあるわけです。それをどういう風に進めるのかという事をまず決めてから持って出ないといけません。包み込む方法もちゃんといろんな事例を想定しながらデータを見て集落の事情を把握。あともう一つ今の各集落の年齢データ、人口構成データというものをしっかりと見てやってもらいたいと思います。今農業センサスがやってますので来年には出てくるわけです。当然集落データが出ます。そういうものも頭に入れておいていただきたい。もう一つ、集落が農地をどうやって作るかもありますが、どうやって自分たちの生活環境を維持していくか。実は多面的機能や中山間でちゃんといろいろな縛りがあってやることになっております。その両立がだんだんできなくなって、中山間すら取り決めない集落が出てこようとしているんです。そういう事を承知したうえでこれからのプランを進めていくという事を検討して出掛けていただきたいという風に思います。 新しい取り組みをやられるのは結構ですが、足元の農業という基盤の部分が今、崩れようとしているわけですよ。その危機感はたぶん農地を見て歩かれて、今日の非農地の証明の数を見ればわかるわけですよ。その実態をどういう風にして皆さん協力してその地域を維持していくか、その方法を含めて考えないといけません。ただ農地を集めればいいという話じゃないですよ。受け手がどれだけ能力を持っているか。認定農業者がどれだけ農地を吸収する力を持っているかという事です。 だから受け手の調査もやってみるといいと思います。国もいろんなものに加算をつけながら皆さん方に地域の農業を維持していってもらいたい。という意識がぐらぐらしている部分があるわけですよ。 農業政策と農村政策というものを二つわきまえて人・農地プランも取り組んで行きませんと。 奥出雲町の農業、水田で人を養える規模というのは農家100戸分か120戸分しかないわけですよ。維持していけますか。できませんよ。そういう事も含めて何かいいプランを皆さん方で検討していただいてこれから進めていただきたい。お願いいたします。
議長	以上で総会を終わりたいと思います。 次回の農業委員会は3月25日の予定です。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年　月　日

議　　長　18番　　㊞

議事録署名委員　1番　　㊞

議事録署名委員　17番　　㊞